

〈史料紹介〉

彦根藩平石家文書の幸徳井家関係書簡

——宝暦期暦学者の動向をめぐって

梅田 千尋

彦根藩士平石久平次時光（一六九六―一七七一年）の事跡について、現在最もよく知られていることは、「新製陸舟奔車」の発明であろう。時折「最古の自転車」として紹介される舟形の陸送乗り物である。^①こうした「発明」の背景には、彼の機巧・和算・測量・暦算・天文学さらには焰硝・田制・馬術といった幅広い分野にわたる学識と実践的な技術への関心があった。平石家は知行二〇〇石、五代目の時光は享保九年（一七二四）騎馬徒に召し出された後、鉄砲薬煮合奉行・大津蔵目付・御用米蔵奉行を歴任し、宝暦六年（一七五六）に息子に家督を譲って隠居した。^②彦根藩四代藩主井伊直興の側室が平石氏出身で彦根新田藩初代藩主直定の生母であったことから、時光の父重好は直定に近く仕えた。諱の時光のほか、久平次・深焉子・一間子、或いは間と称し、若年期に京都で、貝原益軒・中根元圭などに交わって数学などを学び、宝暦改暦の頃には幸徳井保篤・保高に暦学を教授した。また生前に多数の著書を著したが、刊行には至らなかったと伝えられる。^③

平石家文書は、その数奇な伝来過程でも知られる。時光の子重実は寛政二年（一七九〇）に彦根の長松院境内に三重の鉄塔を建て、時光の著作や資料類を収蔵した。長く開扉を禁じられていた史料の大半は

大正三年（一九一四）に当時の子孫が居住していた横浜に移されたが、関東大震災で被災し、学士院に寄贈されていた和算に関する著書二九冊を残して焼失した。長松院の鉄塔内には反故扱ひされた史料が残り、昭和八年（一九三三）に彦根市立図書館に移された。これが現在伝わっている平石家文書である。^④目録上六〇六件であるが、書状類には枝番を付していないため、実質点数は八〇〇点以上になると思われる。

こうした経緯から、予め重要且つ決定的な史料の欠落が判明している本史料群は評価と活用が難しく、『近世日本文学史』を著した渡辺敏夫は、特筆すべき暦学者の一人として「平石時光」の項を立てながらも「このような次第で、時光が天文暦算に関してどれほどの知識を持っていたか、学者としての位置づけをすることは困難である」と判断を保留している。^⑤

とはいえ、この史料群に含まれる幸徳井保篤・保高書簡が、現時点で他に類を見ない史料であることは、確かである。

幸徳井家は、平安期以来陰陽寮の重職を歴任し、鎌倉・室町期にも安倍姓土御門家と並んで暦道を司った賀茂氏の流れをひく家である。

賀茂宗家は戦国期に断絶したが、一五世紀以降、分家の幸徳井家が南

都に拠点を移して造曆に関与していた。⁽⁶⁾慶長期の朝儀再興に伴って京都にも居を構え、江戸時代前期には従四位下を極官とし、慶長一六年(一六〇七)に友景が陰陽頭に就任した後は友種・友傳まで三世にわたって陰陽頭を歴任した。⁽⁷⁾しかし、寛文期に陰陽師の支配をめぐって土御門泰福と対立し、天和三年(一六八一)に土御門泰福が陰陽道支配を手中に収めた後は、概ね陰陽助・曆博士に就くことを通例とした。また、近世頒曆体制が確立された貞享改曆以降は、江戸の幕府天文方の曆草作成を受けて曆注を記入し、江戸と京都で分掌される複雑な造曆システムの要を担う地位にあった。⁽⁸⁾しかし幸徳井家に直接関わる史料の現存が確認されていないうえ、歴代当主の著作物も少なく、幸徳井家に関する情報は乏しい。幸徳井家が伝えていた天文曆学の内容、西洋天文学の受容の程度や同時代の和算家・曆算家との関係についても不明である。

こうしたなか、幸徳井門人であった平石時光(以下「平石」)が幸徳井保篤・保嵩父子と交わした書簡は、宝曆改曆期の幸徳井家の動向を示す数少ない手がかりである。冒頭でも述べたように、平石家には、時光が宝曆改曆の際、「陰陽助賀茂朝臣保篤卿の御後見して曆授受方相勤め申候」⁽⁹⁾という所伝が残る。

宝曆改曆は、江戸期の四度の改曆のなかで唯一、幕府天文方ではなく朝廷側の土御門泰邦が主導権を握った改曆であった。改曆後十年を経ずに日食予測を誤ったことから失敗例とされ、科学史的評価は低いが、むしろそれ故に、当時の曆を取り巻く諸制度・諸政策の転換点ともなった事業であった。⁽¹⁰⁾この改曆を機に、陰陽道を支配した土御門家が地方の曆業者に対する取締りを強め、幕府側でも天文方を立て直し、

寛政改曆に結実する学問・研究機関整備の起点となった。

さて、このような前提を踏まえつつ、本史料の内容を確認したい。

【表】は、平石家文書に含まれる幸徳井保篤・保嵩両名から平石時光宛の書簡計二〇通、及び平石から幸徳井宛の書簡案文二通、さらに関連する彦根藩家老からの平石宛書簡三通を取り上げた。なお、平石家文書の書簡類は、数通〜十数通ごとに仮綴され、差出人未確認のものも残存するため、今後新たに関連史料が発見される可能性もある。

これら書簡の多くには年代が記されていないが、今回、内容や前後関係に基づいて大凡の編年と年代比定を試みたところ、書簡は概ね三期に区分しうる事が分かった。

寛保三年(一七四三)頃と思われる平石書簡(案文)【史料一】では、複雑な計算を重ねて作成した曆草(曆法に沿って算出された暦日表案)の添削と訂正を幸徳井保篤に依頼している。本書簡では、度々「運歴(曆)」について言及される。これは平石が執筆していた著書を指すものと思われるが、当時の桜町天皇の生年月日を以て世の趨勢を占う平石の占断が目をはく。彼は律令官制や古代の天皇に関心をもち、伝統的な天文道の政治文化的側面も理解していた。平石の職歴から「純粋」な数理技術への関心が連想されるが、平石家文書には中国古代の井田法を考証した草稿もあり、平石の関心は統治制度にも向けられていた。

【史料二】は、幸徳井保篤から延享元年(一七四四)九月の日蝕の観測結果についての問合わせを含む。蝕の大きさは予測通りで問題は無いが、時間が予測よりも早かったため、改めて観測値の確認を求め

ている。平石は、具注暦・七曜暦など、献上暦についての情報や、「西土二用候暦」（清の時憲暦）にも関心をもっていた。幸徳井保篤は奈良本邸の書庫に暦書を置きながら、京都での業務を行っていたように、平石は時憲暦や大統暦の入手を望んでいたが、取り寄せは容易ではなかったようである。

【史料三】も近い時期の書簡と思われる。これによれば幸徳井保篤は「六国史干支」なる書物の編集を手がけ、「日本紀」については作業を終えていた。該当する書目は現存を確認出来ないが、当時暦学者の関心を集めていた長暦研究に幸徳井もおそらく独自の情報源を以て加わろうとしていたのであろう。また、「異星考」という書籍の稿本も時光に示しており、時光が編んでいた「運暦」の序文も執筆していたようである。両者は、著述に向けた情報交換を行っていた。【史料四】も寛保〜延享期のものと思われ、幸徳井家が朝廷に献上する暦の推歩の協力を平石に依頼していたと記す。平石の「丁寧」な「考算」は高く評価されていたようである。平石家文書には、享保八年（一七二三）頃からの天体観測記録が残っており、二〇代の頃から暦算研究を手がけていた平石の研鑽は、五〇代にさしかかったこの時期、実りつつあった。

その後、寛延元年（一七四八）〜二年の書状は、来たるべき改暦に向けた情報交換が話題の中心である。貞享改暦から七〇年近くを経ていたこと、また、將軍吉宗が西洋天文学に強い関心を持っていたことから、幕府は改暦の意向を示し、延享三年（一七四六）十月、幕府天文方の渋川則休・西川正休に改暦御用を命じていた。しかし実際の作業日程や京都での観測体制については幸徳井家に知らされなかった。

【史料五】にあるように、幕府天文方は当初暦法全体を改める改暦ではなく「補暦」を想定していた。京都での観測の規模や幸徳井保篤の関与について見通しが立たないながらも、幕府天文方の動向に留意し、朝廷の造暦宣下に備えていた状況を伝える。しかし、保篤は寛延元年一二月に四七才で没し、子の保高が家職を継いだ。その翌年、二〇才で陰陽助に就いた保高からの書状が【史料六】である。若年の彼は学識も未熟で、改暦はおろか毎年の作暦にも困難をきたしており、平石の上京を促し、度々助力を乞うている。保高は、武家伝奏にも働きかけ、彦根藩の公認を得て平石を出させようとしていたようである。

【史料七】【史料八】は、平石が彦根藩家老西郷員栄に宛てた書状の案文である。平石は藩からの公認と経費援助を得て改暦に従事することを望み、幸徳井保高の言を引用する形で、上京の必要性を訴えた。宝暦改暦では土御門家のもとで、仙台藩土戸板保祐が観測に従事したように、諸藩藩士が公家方での改暦に参加すること自体は可能であったようである。しかし、【史料九】に見られるように、彦根藩はこれを支援せず、表向きでの上洛を許さなかった。結局宝暦改暦での公的な参仕には至らず、また、改暦事業全体を土御門家が独占しようとしたことから、部分的且つ短期的な協力にとどまったと考えられる。

【史料十】【史料十一】は、寛延三年一旦京都を離れた幕府天文方が再び上京し、改暦に着手した段階での書状である。【史料十二】では、改暦作業の進展に伴って助力を求められた平石が、藩での本業である大津蔵番との両立に苦慮していたことが伺える。

この後、宝暦三年に改暦事業は終了し、四年に宝暦新暦による年暦の発行が始まった。【史料十三】【史料十四】は宝暦改暦から八年を経

た宝暦一二・一三年頃の史料である。平石時光は、宝暦六年に隠居し、息子重実の家督を譲っていたが、天体観測や暦算作業は続け、幸徳井家との協力関係も維持していた。しかしこの頃、幸徳井保高からの書状の大半は、経済的苦境を切実に伝え、平石に金銭の助力を乞う文面になる。幸徳井家所領は幕末段階で山城国愛宕郡田中村（三〇給以上の相給村）に二七・四一九三石、その他京都の有力寺社や興福寺など南都諸寺社への「神役」（法会・建築に関わる日時・方位勘文作成及び祈祷）収入もあつたことを考慮に入れると、急速な困窮は不自然にも思われる。但し、宝暦改暦を機にそれまで写本暦の送り先であつた各地の暦師から得ていた収入が減少したと考えれば、この時期、幸徳井家を取り巻く経済環境が変化したことは確かであろう。

【史料十三】に見る限り、この時期になつても平石の検算が幸徳井家の献上暦を支えていたようである。また、【史料十四】では、幸徳井家と土御門家との積年の「隔意」が即位式を準備していた朝廷周辺でも問題とされ、両者の協力を指示されていたと伝える。

以上、幸徳井家関係書状の概要について時系列に沿って紹介してきた。ところで【史料三】【史料五】に登場する幸徳井家の「門弟中」とはどのような人々を指すのだろうか。今回紹介した幸徳井関係書簡とは別に、平石家文書には、暦学・算学に関わる書簡も見られる。多くは発信者を特定出来ず、人物の比定は今後の課題であるが、その中に池部良斎（清真）の書簡が確認できる（平石家文書五九三他）、池部は、建部賢弘門人で延享二年刊の神谷保貞著『開承算法』に「鑑定」として名を残し、上方で一派を為した和算家であつた。⁽¹²⁾ 宝暦期上方の天文暦学を代表する西村遠里も、池部の門人である。大和郡山出身で

京都にて薬屋を生業とした西村は、池部清真・幸徳井保篤に学んだという履歴が平石とも共通する。今回西村と平石との接点は見いだせなかったが、相互の交流があつたと考える方が自然だろう。

この他、京都四条の書肆者屋上坂左織・勘兵衛親子との親密な交流を示す書状が数点見られる。その文中には池部良斎の消息や、天変に関する情報交換も見られ、書肆と、暦学者たちのネットワークの接点を垣間見る。一八世紀上方の暦算・和算家については、不明な点も多い。陰陽道関係者や暦占との強い関係は、従来の和算研究では否定的に捉えられる傾向があつたが、今後見直していく余地はあるだろう。

〈凡例〉

- ・ 史料番号は彦根市立図書館『郷土資料目録 第五集』一九六九年「平石家文書」掲載の整理番号による。なお、四五六一―四五八、五九七は複数点一括で枝番は付けられていない。
- ・ 原史料中の改行箇所は特に改行とせず、追い込みとした。また、適宜読点を付した。
- ・ 用字は原則として常用漢字を使用し、旧漢字・変体仮名・異体字・略字なども一般的な表記に改めた。
- ・ 敬意表現のうち、闕字は一字空け、擡頭・平出は二字空けとした。
- ・ 虫損・破損・抹消による判読不能箇所は□で示した。重ね書・抹消された文字で判読出来る場合は左傍に見せ消し記号「ク」を付した。挿入箇所は（ ）で示した。
- ・ 推定される年代順に配列した。整理番号との対照は、【表】参照。

【史料一】四五九 「歴算・占考指南願に付平石時光書状案」

九月廿三日之尊札当月八日ニ当着仕、忝拜見仕候、先以寒冷厳相至リ申候所貴公様弥御勇健被為成御座候段承知仕目出度奉存候、然者来ル乙丑之年曆草相考上ケ申様ニ仰被為下候、依之此間段々推歩仕申候所日々（次第二）短日二者罷成其上兼日申上候通算法短クニ付扱々延引仕候、此段何分御許免成可下候、漸出来仕申候間、此度御（以）幸便上ケ申候、随分改メ申候様ニ奉存候得共積算繁ク万一相違も可在御座候乎、難相斗奉存候、自然相違仕候所も御座候ハ、重而仰被為下候様ニ奉願候、且又運歴之儀仰被為下、則御紙面之御趣ヲ以此度指上申候、尤愚意成書籍ニ御座候而御覽之上思召茂如何ニ奉存候、然シ先年彼是心ヲ勞シ申候而漸出来仕候、反テ御笑草与奉存候、何分此儀兼而御断申上候通愚意之野紙ニ御座候間、御推察御覽被為成可被下候

一、右書率卒序ニ綴リ申候ニて意相知可申哉と奉存候、就夫来甲子之年午十二運ニ移リ其上中元ニ相改申、則三元又者易之卦杯も新古ニ準申候所、来年者 応神天皇御宇ニ相類申尤野紙（註）伏而乍恐奉存候者 今上皇帝享保五年庚子寅月寅刻御降誕被為遊候様ニ（乍恐）

兼而乍恐（奉）承知儀候、弥左様之御儀ニ御座候得者古語ニ所謂天子開地丑成人寅生スト申候自然ニ奉存、尚此御宇ニ相当リ申候而午十二運ニ移更仕候儀何レ珍事稀代之吉兆哉与奉存候、然共是皆愚案之存ル所ニ御座候間如何敷奉存候、何分愚案之所御許免成可被下候扱又運歴之儀、当地ニ鍛鍊之人薄ク御座候而何共埒明不申（天道曆術等）御存知御方ニ茂無御座候而者一書御覽被下候而も決定不仕、依之自分万分之一相拘リ申候儀トモニ思召候御儀も御座候ハ、二三

件ニ而も四五件ニ而も与角思召被為成次第（少斗）序ニ成共（別紙）御添書被為成被下候ハ、いか程乎忝仕合と可奉存候、尤相叶申候ハ、手前持本ニ相記置申考奉存候、夫共相拘ル所も無之と之思召も御座候ハ、御無用成被下候様ニ仕度奉存候、且又先達而仰之旨ヲ以書籍方江対談仕申候て此度上ケ申候間此度之御報之旨又書籍方申置度奉存候、委細（別）列紙ニ申上候、委細尚可申上儀跡分以返札可申上候（委細当跡分以愚札可申上候）、恐惶謹言

平石久平治 時光（花押）

十月廿五日（寛保三年（一七四三）か）

陰陽助様

参人々御中

*今上皇帝（註）桜町天皇（在位：享保二〇年（一七三五）～延享四年（一七四七））は享保五年生まれ。「来甲子年」を寛保四（延享元）年として推定。

【史料二】四五四 「日食に付幸徳井保篤書状」

尚々見行草紙之儀何方へも進入申候付、兩年分致上覽候

一、当朔日食之儀勺数ハ大方宜候、刻限ハ少々早ク相掛リ候、分ハ四分程ニ候、其御地如何候哉承度候、寅卯年見行草秋冬中ニ御上七頼入候

八月六日之御状相達致披閱候、先以次第二冷氣相加候処弥御堅固ニ被

史 窓 成御努珍重ニ存候、殊ニ為時節御見舞何より之名茶一袋御投惠忝思召

度々段不浅仕合ニ候

一、博士家より献上曆之儀延喜式等ニ有之候具注・頒曆・七曜曆右三曆之外（中古以来上ル）宿紙曆合四品之曆十一月朔日奉献上候頒曆ハ書認様少々違候得共世上流布之曆同事ニ候、七曜曆も同事具注曆斗ハ世上へ曾而不出進献斗ニ候、即別紙壹通致進達候頒曆も壹枚下候

一、今西土ニ用候曆式冊有之ハ南都文庫ニ有之彼方へ申下候而も老母故見分不申哉、未到來候間追而進入可致候、大統曆之儀是ハ内々相窺候他見難仕筋と相聞候に左御心得可被下候、御約束之後序之儀も追々進達可致兼而左様ニ可被思召候、何茂期後信之時候、恐惶謹言

幸徳井陰陽助 保篤

九月六日（延享元年（一七四四））

平石久平次様 御報

*「当朔日食」は九月一日の日食を指す。幸徳井保篤が陰陽助となつた享保一四年以降、九月朔日の日食は享保二〇年と延享元年に發生。享保二〇年日蝕は皆既日蝕（本文にある「四分」の蝕とする誤記は起こりにくい）、また、卯年のため「寅卯」の見行草を作成云々という本文内容とは齟齬を生じると判断し、本史料年代を延享元年とする。

【史料三】 四五八 〔六国史干支考に付幸徳井保篤書状〕

尚々時憲曆ハ曆書ハ所持不致候、年曆ハ宝永・正徳等所持致候、大統曆書ハ在所へ指置候、追而進達可致候、正月月中旬より南都表神役之下向致候故年礼状延引ニ可相成左様之御心得可被下候、以上

臘月兩度之御状并御看一折右到来忝致拝領候、余寒之処弥御堅固ニ御勤仕珍重目出ニ存候、段々御念入候御紙面却而痛入候、別紙之趣ハ兼而申入度存知居候事ニ御座候、御大切之御曆作壹人にてハ校正何角も無心元候故門弟中へ兼々頼入置候事ニ御座候、拙者事去々年より六国史支干考と申書編集し掛り候処、先達而日本紀ハ致出来候、残り未出来候、尤食など之相違も改候、古曆法宣明・貞享等を以交へ考候事故急々二者不出来候、此儀兼而年わりニ致門弟中へ頼入度所存ニ候、猶追而委曲可得御意候、御編集之運曆之序も三月迄ニ仕附度所存ニ御座候、何を申ても老人にて天文曆学・神役迄兼帯申候故無寸暇仕合御推察可被下候、異星考之儀内々入御覽候、御一見以後火中頼入候、土星ハ翌ノ七度ニ有之歟躔度相違ニ候、何茂来陽日出度可存御さ候、恐惶謹言

幸徳井陰陽助 保篤

極月卅日（延享元年（一七四四）頃か）

平石久平次様

御報

*内容より【史料二】に近い時期の書簡と考えられる。

【史料四】四五八 〔献上曆に付幸徳井保篤書状〕

一筆致啓達候、未余寒之処弥御堅固ニ御努之由珍重大幸之至ニ存候、然者当月廿二日之御札相達令披閱候、殊ニ段々被入御念候紙上可存候、然者兼々申入置候拙者事自然御用筋ニ付取込候節者献上曆推歩等之儀其許へ相頼遣可申義も可有之候、其砌者乍御苦辛頼入可存候、其段内々御心得有之様ニ致可給候、考算之儀諸事御丁寧にて別而致大慶候事ニ御座候、何茂来陽日出度可申入候、恐々謹言

十二月廿九日

幸徳井陰陽助 保篤

平石久平次 殿

まいる

【史料五】四五八 〔補曆御用に付幸徳井保篤書状〕

尚々兼々申入候補曆御用之義も未とくと不存候、未両人方考居候事候、追々可申入候、以上

一筆令啓達候、次第二冷氣相加候処、仍而堅固御努被成候段珍重存候、拙者先達而者御状并毎事仰被下候茶荳袋被掛方益々不浅是悦之至ニ御座候、其砌者礼等も可申入候処故障故及失礼候、

一、拙者方曆学御用共老人に手つかへ殊ニ大切之考方故門弟中江授合相頼候事伝 奏衆までも内々申達置候事ニ候、尤造曆 宣旨等之節者表向よりも可申達義も可有之候ハ兼々左様ニ御心得置頼入候、

先々右御返事申入度早々如斯ニ御座候、恐々謹言

幸徳井和泉守 保篤

閏(十)月十五日(寛延元年(一七四八))

平石久平次様 御報

*幸徳井保篤が和泉守と称した時期(延享四(一七四七)～寛延二年(一七四九))で閏月は寛延元年十月のみ

【史料六】四五八 〔改曆面談に付幸徳井保嵩書状〕

去ル廿四日貴簡相達致拜見候、如仰漸秋冷相成候得共弥御平安御勤被成候由珍重奉存候、此表拙宅無為罷在候、然者先達而備進仕候書物御返却被成致落手候、彼此取紛御答茂不申入背本意候、御着想所仰候将亦来午歳真名曆之儀被仰下致承知候、此度指下度存候得共写未出来申候間近日出来次第第二差下可申候、抑頃日改曆之御沙汰御座候、併未然々相定り候御様子ニ茂相知不申候得共、兼而得御内意申候通私事未熟御座候故万事無心元奉存候、弥改曆に相立候儀ニ可被成哉如何躰ニ可被仰付哉、只今ニ而者一向様子相知不申候得共貴様儀ハ亡父も別而ニ存罷在候故何ニ茂先々親類共も内々得御意置申度之旨申候間御官暇御見合被成私宅へ少々御来駕被下候者可恭候、未御沙汰斗ニ而取しまりたる事ハ無御座候得者指急申儀ハ無之候間御間暇之節奉待候、万端期貴顔候条以上、恐惶謹言

幸徳井陰陽助 保(花押)

八月廿七日（寛延二年（一七四九））

平石久平治様 貴報

*米午歳真名曆_二翌年の曆と仮定し、改曆が検討されていた時期の巳年_一
 寛延二（一七四九）とする（もしくははその前年か）。

【史料七】五九四 「改曆御用に付平石久平次書状案」

以書付得御意候、時分柄甚冷ニ相成候（相向申候）、先以其御地各方
 弥御堅固被成御勤候哉承度存候、然者当月始京都幸徳井陰陽助様分以
 尊札仰被下候者、此間改曆之御沙汰殿上ニ而在之候、尤慥成儀者難相
 知候得共拙者江茂右之御儀ニ付御逢被成度思召候間、近日伺公仕候様
 ニ仰被為下候、依之拙者御答書ニ申上候者仰奉畏候得共、当時蔵方役
 用難相延置儀共御座候間、早速参上得尊意申候儀茂難仕奉存候、何哉
 近来順日相見伺可仕候、遲滞仕候儀者何分御免ヲ相蒙申度奉存候
 段御断申上候、然所復当月（去ル）八日ニ為御使御家人松本左兵衛殿
 使者参御口上ニ者（殿被参則御口上演説被致候其御趣ニハ）先達而出
 京之儀御頼申入候得共、折柄官用難黙止筋有之由ニ付愈々出京難仕段
 御申越具ニ令承知候、何卒当月中ニ茂（廿日頃迄之内）被相見合手透
 之節御入来頼入候由、御丁寧ニ仰被為下候、依之御請答申上去ル十五
 日御蔵方御用透ニも御座候間右之段本城善右衛門江茂委細申談、其上
 二而立帰リニ出京陰陽助様江参上仕候所早速御逢ニ成被下則思召委細
 御咄被成、尚又奥田織部佐殿与申方も即刻御出彼是及挨拶候、尤被仰
 聞候ニ者去ル時分 伝奏 久我大納言殿 柳原中納言殿分御尋へ之

趣）、貞享改曆之御時節土御門家・幸徳井家相同御用被 仰付之儀哉、
 此外御用金入高等申上候哉ニ被 仰渡候ニ付段々古格□吟味ニ而候
 〈致候〉得共其節之御当リ茂相知レ兼候、尤其頃者京都御代官（代官
 衆）小堀仁右衛門様御勤被成候ニ付（被相勤候由ニ付）、右御方様へ
 御尋御座候（方江茂御尋候得とも）慥成儀未相知レ不申候、就夫右御
 様子ニ候間万一改曆 宣命之及御沙汰ニも申儀ニ候得者指当リ候而手
 支申儀共在之、其上亡父（存生之内）其元之儀ハ学得格別ニも存能有
 之事故去年存命之節御頼申入置候筋も有之自分ニ者（儀未）年若二茂
 有之候故大切之御用筋無心元被存候候間（ニ付自然右之通ニも相成候
 者）万端預相談度頼入之由仰ニ御座候、拙者御答申上候者不肖之拙者
 江重キ仰相蒙申候段誠以忝仕合ニ奉存候、此上御違背申上候儀奉恐候
 得共、拙者生得不肖御座候得共（之身と仕）若年之頃分術芸相嗜古人
 之書目説話ニ立寄少ク相学申迄ニ而耽与師範之指南不請得漸一二之文
 義会得仕候程之儀ニ御座候間、中々大儀之為（存）所ニ無御座候、仰
 重御座候得共右之御旨趣何分御免相蒙申度段再応御断申上候、乍然違
 而仰も御座候ニ付迷惑至極ニ奉存候、（役中ニ者）弥改曆（又□中御
 □者）（一次ニ仰被聞候者弥改曆）御沙汰決定之上自然京都上見分申
 二相成候得者数月も相掛可申候、然者大儀之所致ニ御座候間（も有之
 候間）京都上見之儀相止可申候哉、此段尚以御様子知不申候由仰ニ御
 座候尤東武表之下見ニ而相済申条ニ相成候上ニ而者（ニも相成候上ニ
 而者）江戸表分曆法方之役人相登可申（与奉存候然者）改曆一件之立
 会書面術利之埒方拙者江御頼被成度由（頼申入度候）、尤曆道不弁之
 人立会申候而者事相調不申、然者 奏聞難成由仰ニ而御座候、先右
 之御趣者御内々之儀与被仰候得共為後日仰之候旨其許方迄又御内意得

御意置申候、以上

平石久平次

九月（寛延二年）

杉原四郎右衛門様

山岸里右衛門様

近藤半左衛門様

追而此書面之内ニ亡父与御座候者先々年々尊札被下候陰陽助保篤公ニ而御座候、去辰十二月廿三日御病死被成候

【史料八】五九四 〔改曆出仕伺に付平石久平次書状案〕

以列紙得御意候、改曆御沙汰必定之上京都ニ而拙者儀思召弥相止不申自然彦根表江（公辺御役人様方々）被仰越其上ニ而拙者儀京都江茂可被指越思召ニ茂相成申候時於京都拙者止宿并上下朝夕之支度等旅宿々仕出此外御借人等被 仰付被 下置候儀ニ茂無御座而者拙者一力ニ而難相勤奉存候、尤御時節柄之御儀ニ御座候間、此所ヲ茂乍恐奉存右御頼之程成儀者何卒相弁ル儀相成可申乎与者奉存候得共（其上格別御大切之御儀ニ御座候間、彦根表御家老中様思召之御趣ヲも不相窺容易御請可申大儀共不被存則）列書ニ相認申候通、拙者不肖ニ而一二ヲ弁申程之儀と段々申立御断ヲ茂申上候、尤御用御頼之条ニ御座候者（ニ付為召候御儀ニ御座候へ共）止宿并上下之雑用御仕出ニ成申候得者申分無御座候得共、禁中（裏）方之御格式不奉存如何成可申候儀哉、右之条唯今何分相窺者成不申其時節江相至不申候者而者難相知奉存候、若又京都ニ而下行方御構無御座候条ニ茂相成申候得者右ニ書記申候通自

力ニ難任、又者御時節柄之御儀ニ御座候間拙者茂此所ニ当惑仕、先御辞退申上ル御事ニ御座候、乍然此度之儀者御一分之御頼乎と（儀乎と）奉存候得者 禁裏御用江奉対候御儀故如何体可然哉一応各方江茂得御内意申、其上御家老中様思召ヲ茂御内々奉承知置又々御断ヲ茂可申上候哉申（上候哉又ハ御請申上候様ニも可仕候哉）、何分此段愚意ニ及不申候間、巨細ニ申懸候、各方々右之段被相窺委細ニ又各方々御申聞可被下候、未御内々之仰と有之候ニ付、此度御直ニ者不申上候、以上

九月十九日（寛延二年）

平石久平次

杉原四郎右衛門様

山岸里右衛門様

近藤半左衛門様

*宛名の三名は、彦根藩家老西郷員栄家中の陪臣と見られる。⁽¹⁵⁾

【史料九】四六一 〔改曆出仕上京に付家老達〕

其方儀此度御改曆之御沙汰有之ニ付、從幸徳井家其節万事御相談被申上候様御頼被成度由、御内々御頼ニ付、御答之儀如何可被申上哉之儀先頃委細以書付被申聞、尤此度從幸徳井家被仰越候者御内々之儀ニ有之候得共万一御様子ニより表立從京都被為 召候儀も可有之哉、其所難斗旨被申聞趣則達 御聴相伺候処被仰出候者万一表立申来候而者御面倒成儀候間、彼方々申来候者其方内々ニ而致上京候分ニ仕罷登リ

窓
候様可申渡置旨從江戸被 仰下置候間可被存其旨候、以上
十一月廿二日（寛延二年） 老中
平石久平次 殿

*幸徳井保嵩からの依頼に応じる上京の可否を諮った平石時光に対し、彦根藩（当時の藩主は井伊直定）上層部は「御面倒」を理由に、藩の公認を得ない「内々」での関与のみ許可した。

【史料十】四五七 〔江戸天文生到着に付幸徳井保嵩書状〕

以手昏致啓上候、漸和暖ニ罷成候、弥御堅勝ニ可被成御勤仕と珍重奉存候、然者江戸天文生兩人一昨日上着被致東寺辺止宿之由伝承仕候、其方へハ未案内も不承候、猶見合參可申と存罷有候、其上ニ而様子相知レ候ハ、早々可申遣候間兼而左様ニ御心得可被下候、何分乍御苦勞此度之義偏ニ奉願候、以上

幸徳井能登守 保嵩

三月十三日（寛延三年）

平石久平次様

*寛延三年の関東天文方第一回上洛を指す。⁽¹⁶⁾

【史料十一】四五七 〔改曆に付幸徳井保嵩書状〕

已前者御念入に御紙面致披見候処、弥御堅固御勤勞之段珍重無過之存候、然者改曆之御沙汰有之候ニ付、一昨年委細御頼申入候処被応其意大慶之至存候、就夫未何之御沙汰茂無之候哉御尋之趣被承知候、抑改曆之儀去春從関東渋川氏・西川氏上京候得共依諒閣御延引御座候故被致帰府当春又々上京ニ而候、然処其許之儀兼而御憑申入置候儀、此表之様子未難致治定儀茂有之候、始終一兩年茂懸り候事故兼卒ニ事難相定此節專彼是与仕罷在候間、此表御治定次第早々以飛札可申入候之間、先右之通御心得給度存候、委曲者面上之節可申述候条及略答候、恐惶謹言

四月十四日（寛延四年）

幸徳井能登守

保（花押）

平石久平治殿

*桜町上皇 寛延三年四月二十三日崩御に伴う諒闇で関東天文方が帰府し、翌年再び上京した。

【史料十二】四五二 〔写本曆渡しに付幸徳井保嵩書状〕

再送少々御手透之砌御上京奉待入候、以上

被入御念之書面忝致拝候、如仰残之砌愈御堅固ニ可被成候旨珍重奉存候、且拙者儀無事罷在候、乍慮外御心易心得被可下候、如例大津並御

上京御苦勞千万之御事と奉存候

一、先達而御約速^速申入候米印之儀、被仰聞候処委細承知仕候、此節如例院経師へ写本近々相渡候、其草本二入用之写本相渡次第二明候間、其御御用立可申と御座候

一、当春御越被置候具注曆則致返弁候、御落手可被下候、正月三ヶ日之所書付進候、且三ヶ日之双米之所相違故此所も一寸相印置候、一日者養要之儀猶左兵衛へも可申置候、今日致他行候間帰宅之御御書状相渡可申候

一、如例御煎茶奉惠芳意不浅辱奉存候、万事期面拝緩々可得御意候、右為御着早由如斯御座候、恐惶謹言

幸徳井能登守

保嵩

後 六月廿五日（寛延四年）

平石久平次様

御報

追啓 拙者儀も先頃少々風邪二而致難儀候右早々貴報及候、以上

【史料十三】 四五六 〔金子借用に付幸徳井保嵩書状〕

別紙申伸候旧年御願候七曜曆板行出来候故差進候、御入手可被成候

一、内々御頼申上儀年終迄相待居申上事此有無之御返答不被仰下候、

先方殊外手問於拙者扱々年勞筆紙申述かたき仕合御座候、無是非当

正月晦日迄断申置候次第御座候、何卒々々七八両にて茂御許諾被下度伏而奉願候、毎々得御意気毒千万存候へ共、差話候故又々御無心得貴意候返済之義者聊重に不仕候被安慮可被下候、乍御面倒早々御答奉待候、委曲之儀不申述候、御草案被下度候、呉々奉憑候

一、同姓儀旧臘十九日從五位下無滞 蒙 勅許忝次第奉存候、万々所期次便之時候、以上

幸徳井主計頭

正月六日（宝曆一三年（一七六三））

平石間様

* 「同姓儀旧臘：從五位」勅許は、宝曆十二年十二月十九日幸徳井保敬從五位下叙位を指すと思われる。

【史料十四】 四五六 〔銀子借用に付幸徳井保嵩書状〕

再三願御書章拜見仕候、早速之答可得貴意処御用多乍存知御無沙汰背本意奉存候、幾重二茂御自免可被下候、日々秋冷相移候へとも愈以御安福被成御座奉賀候

一、借用筋二付被仰下候趣安然承知仕尤千万難申尽候、右返済之儀ケ様二延滞仕候積神以無之処子細有之銀式貫匁程五月節句前相滞今以此方手二入不申、夫故貴家へも失敬候仕合心外赤面仕候、何とも申訳無之義御座候へとも拙方当前とても右之訳故難凌困り入候次第御座候、無如在工面等其外取立之方相働罷有候義二御座候、手二入

候ハ、不被仰下候とも早速返済可仕候、右之間違ニ付石ニ而手をつめ候と申仕合扱々対貴丈虚言申述候次第と相成気毒千万無此上候、何卒々々御問柄之儀此上之御不姓^御ニ宜御了簡御附被下御取斗置被下度重々奉頼候、其内此方工面在来候ハ、急度返納可仕候条呉々奉頼候、全如在仕候義無之候、偏宜御賢慮希入候伏而奉頼候、右御返答申入度思入候得御意候、尚期重便之時可申承候、此申候

幸徳井主計頭

八月十三日

平石問様

尚々本文ニ得貴意候通之仕合御座候、其上五月已来臨時之物入相統一入困窮相極候、兎角工面出来候ハ、早速も返納可仕候、今暫出来兼候随分無如在相働居申候、出来次第早速御便儀可仕候間何分宜様乍御不姓^御貴丈御取斗置呉々頼入候、御取斗被成かたき義ニ有之候へ共押而御頼申入候、急度厚恩奉謝候、此節来曆吉凶附之御殊外取込、其上土御門家へ毎々参事多以兎筆得貴意候御用捨可被下候、今般於殿下土御門家とは迄賀家如何事隔意有之ニ付向後入魂ニ仕御用等申合可相勤段被仰渡来候、此節 御即位已前御用ニ付毎々彼方へ参遠方故隙取旁以取込罷有尚更御無沙汰失礼相成候、万事得重便候儀以上

* 「御即位」は後桜町天皇即位式（即位は宝暦二年、即位式宝暦三年）を指すと思われる。

・本稿は、科学研究費基盤研究 B18H0064「電気通信大学・佐藤賢一代表

「近世日本数理科学史の領野横断的研究の実践」（二〇一八—二〇二三年）による成果の一部である。二〇二〇年三月の共同調査及び九月の追加調査では彦根市立図書館の協力を得た。

註

- (1) 彦根市立図書館所蔵平石家文書四九二「新製陸舟奔車」に図面が残る。復元模型が作成され、菩提寺の長松院や彦根市立図書館で展示された。『朝日新聞』（朝刊滋賀版）二〇一六年五月十日「彦根藩士発明の自転車復元 彦根市立図書館で展示」（記事データベース「聞蔵Ⅱ」）
- (2) 彦根城博物館編『彦根藩史料叢書侍中由緒帳 8』二〇〇一年
- (3) 石野瑛編『足利彦根横浜に於ける平石家』（私家版 一九三四年 国立国会図書館デジタルコレクション）、吉田柳二「彦根の和算家平石時光」（近畿数学史学会『和算』六五号 一九九〇年）、井伊岳夫「コラム・彦根藩士の作成した「自転車」」（彦根市史編集委員会『新修彦根市史第二巻通史編近世』二〇〇八年）
- (4) 彦根市立図書館『郷土資料目録 第五集』一九六九年
- (5) 渡辺敏夫『近世日本天文学史』上巻（恒星社厚生閣 一九八七年）、同『日本の暦』（雄山閣 一九九三年）
- (6) 木村純子『室町時代の陰陽道と寺院社会』（勉誠出版 二〇一二年）
- (7) 林淳『近世陰陽道の研究』（吉川弘文館 二〇〇五年）
- (8) 梅田千尋『近世陰陽道組織の研究』（吉川弘文館 二〇〇九年）
- (9) 前掲註 2
- (10) 梅田千尋「宝暦改暦前後の土御門家」『論集 近世の天皇と朝廷』（岩田書院 二〇一九年）
- (11) 神谷保貞著、西村遠里・福田展親校、池部清真鑑定、『開承算法』天王寺屋市郎兵衛刊 延享二年（東北大学附属図書館 和算資料データベース 岡本文庫一三一）
- (12) 横塚啓之「宅間流の研究（2）」宅間流鎌田俊清の門人杉山安貞とその算額について—伊佐家の和算資料からの発見（『和算』一〇一号）

- (13) 向陽堂・靈者軒とも。徳田武「通俗軍談研究(二)『通俗台湾軍談』、『通俗元明軍談』」(『明治大学教養論集』一六五、一九八三年)によれば、書籍の外に書及び易具類を扱っていた。
- (14) 平石家文書 目録番号四四八
- (15) 「大洞弁財天指導金寄進帳」『新修彦根市史第六卷史料編』近世Ⅰ史料二五一、二五二、彦根市史編集委員会 二〇〇二年
- (16) 前掲註 5 『近世日本文学史』

【表】 幸徳井家関係書簡

整理 番号	掲載	文書名	年	西暦	月	日	差出	宛名
452	十二	〔写本曆相渡す事等に付幸徳井保高書状〕	(寛延4)	1751	後6	25	幸徳井能登守保高	平石久平次
453		〔写本曆相渡す事等に付書状〕	年未詳		6	9	幸徳井主計頭	平石間
454	二	〔日食に付幸徳井保篤書状〕	(延享元年)	1744	9	6	幸徳井陰陽助保篤	平石久平次
455		口上書(曆吉凶に付)	年未詳				陰陽助	久平次
456		〔曆に付書状〕	年未詳		10	12	幸徳井主計頭	平石間
456	十三	〔金子借用に付幸徳井保高書状〕	(宝暦13)	1763	1	6	幸徳井主計頭	平石間
456		〔借金返済に付書状〕	年未詳		10	20	幸徳井主計頭	平石間
456		〔七曜曆料紙に付書状〕	年未詳		11	5	幸徳井	平石
456	十四	〔銀子借用に付幸徳井保高書状〕	(宝暦13)	1763	8	13	幸徳井主計頭	平石間
456		〔年賀祝辞に付書状〕	年未詳		1	6	幸徳井主計頭	平石間
456		〔官位勅許に付〕	(宝暦12)		11	5	幸徳井主計頭	平石間
456		〔借金返済に付書状〕	年未詳		11	19	幸徳井主計頭保高	平石間
456		〔金子借用に付書状〕	年未詳		10	12	幸徳井主計頭保高	平石間
457	十一	〔改曆に付幸徳井保高書状〕	(寛延4)	1751	4	14	幸徳井能登守	平石久平次
457	十	〔江戸天文生到着に付幸徳井保高書状〕	(寛延3)	1750	3	13	幸徳井能登守保高	平石久平次
457		〔七曜曆に付書状〕	(寛延4?)	1751	1	28	幸徳井能登守	平石久平次
458	三	〔六国史干支考に付幸徳井保篤書状〕	延享元年頃		極	30	幸徳井陰陽助保篤	平石久平次
458	四	〔献上曆に付幸徳井保篤書状〕	年未詳		12	29	幸徳井陰陽助保篤	平石久平次
458	五	〔補曆御用に付幸徳井保篤書状〕	(寛延元)	1748	閏(10?)	15	幸徳井和泉守	平石久平次
458	六	〔改曆面談に付幸徳井保高書状〕	巳(寛延2)	1749	8	27	幸徳井陰陽助	平石久平次
459	一	〔歴算・占考指南願に付平石時光書状〕	(寛保3)	1743	10	25	平石久平次	陰陽助
462	九	〔改曆出仕上京に付家老達〕	(寛延2)	1749	11	22	老中	平石久平次
594	七	〔改曆御用に付平石久平次書状案〕	(寛延2)	1749	9	19	平石久平次	杉原四郎右衛門・山岸里右衛門・近藤半左衛門
594	八	〔改曆出仕伺に付平石久平次書状案〕	(寛延2)	1749	11	22	平石久平次	杉原四郎右衛門・山岸里右衛門・近藤半左衛門

* 彦根市立図書館『郷土資料目録第5集』による整理番号順。「掲載」の漢数字は本稿の【史料一】～【史料十四】を示す。枝番号が付けられていないため、整理番号が同じ史料が存在する。宛先の敬称は略した。文書名は同目録を参考に梅田が補った。